



平成 24 年 10 月 31 日

各 位

東京都港区芝大門一丁目 16 番 3 号
株式会社インフォマート
代表取締役社長 村上 勝照
(コード番号：2492 東証マザーズ)
問い合わせ先 常務取締役 管理本部長
藤田 尚武
電話 (03)5777-1710

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 10 月 31 日開催の取締役会において、株式分割の実施、単元株制度の採用及び定款の一部変更を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式分割の実施、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

株式分割により、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、株式の流動性を高めることで、投資家の皆様により投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大を図ることを目的としております。

また、平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を 100 株とするため、1 株につき 200 株の割合をもって株式分割を行うと同時に、100 株を 1 単元とする単元株制度の採用を行うものです。

なお、この株式分割及び単元株制度の採用により、当社株式の投資単位当たりの金額は実質的に 2 分の 1 になります。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 24 年 12 月 31 日（月曜日）を基準日として、同日（同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には平成 24 年 12 月 28 日（金曜日））の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1 株につき 200 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

| | | |
|-------------------|---|--------------|
| ① 株式分割前の発行済株式総数 | : | 36,380 株 |
| ② 今回の分割により増加する株式数 | : | 7,239,620 株 |
| ③ 株式分割後の発行済株式総数 | : | 7,276,000 株 |
| ④ 株式分割後の発行可能株式総数 | : | 22,544,000 株 |

※ 上記①～③の株式数は、平成 24 年 10 月 31 日時点の発行済株式総数を元に算出しております。本取締役会決議の日から株式分割の基準日までの間に、新株予約権の行使により発行済株式総数が増加する可能性があります。

(3) 分割の日程

- ① 基準日公告日 平成 24 年 12 月 14 日 (金曜日)
- ② 基準日 平成 24 年 12 月 31 日 (月曜日)
- ③ 効力発生日 平成 25 年 1 月 1 日 (火曜日)

3. 単元株制度の採用

(1) 採用する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成 25 年 1 月 1 日 (火曜日)

※ 平成 24 年 12 月 26 日 (水曜日) をもって、東京証券取引所における売買単位は 1 株から 100 株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

上記の株式分割及び単元株の制度に伴い、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づく取締役会決議により、平成 25 年 1 月 1 日 (火曜日) をもって当社定款の一部を変更いたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

- ① 株式の分割の割合を勘案し、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第 6 条を変更いたします。
- ② 株式分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 7 条を新設いたします。
- ③ 現行定款第 7 条以下の条数を各 1 条繰り下げいたします。
- ④ 第 6 条の変更及び第 7 条の新設の効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

(下線は変更部分を示します)

| 現行定款 | 変更後 |
|---|---|
| (発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>112,720</u> 株とする。 | (発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>22,544,000</u> 株とする。 |
| [新設] | <u>(単元株式数)</u> 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。 |
| 第 7 条～第 44 条 [条文省略] | 第 8 条～第 45 条 [現行どおり] |
| [新設] | 附則 第 1 条 <u>第 6 条の変更、第 7 条の新設及びこれに伴う条数の繰り下げの効力発生日は平成 25 年 1 月 1 日とする。</u> 第 2 条 <u>本附則は、前条の効力発生日をもって削除する。</u> |

(3) 定款変更の日程

効 力 発 生 日 平成 25 年 1 月 1 日 (火曜日)

5. その他

(1) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際しまして、当社の資本金の額の変更はありません。

(2) 新株予約権行使価額の調整

今回の株式の分割に伴い、新株予約権の 1 株当たりの行使価額を平成 25 年 1 月 1 日以降、下記のとおり調整いたします。

| | 調整前行使価額 | 調整後行使価額 |
|---|----------|---------|
| 第 3 回新株予約権 (平成 16 年 10 月 28 日臨時株主総会決議) | 70,000 円 | 350 円 |

以 上